

資料提供		
令和3年3月5日		
担当課 (担当者)	図書館 (福市)	障がい福祉課 (奥村)
電話	0857-26-8155	0857-26-7201

「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定しました

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問いません。）の読書環境の整備を推進するため、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下「県計画」という。）を策定しました。

なお、本計画の策定は、全国初となります。

1 策定日 令和3年3月3日

2 県計画策定の過程

令和元年6月	読書バリアフリー法公布・施行
令和2年7月	国が「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定
令和2年7月 ～同年12月	県計画策定に向けて、関係機関、関係団体、障がい当事者等と意見交換、情報収集
令和2年12月 ～令和3年3月	計画案に対する意見を聴取するため、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会」を開催（3回） ※委員13名、委員長：佐藤 聖一（さとう せいいち）氏（日本図書館協会障害者サービス委員会 委員長）
令和3年1月	パブリックコメントの実施
令和3年3月	県計画を策定

3 県計画の構成（県計画より一部抜粋）

（1）はじめに

ア 計画の位置付け

読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定める。

イ 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで

（2）基本的な方針

ア アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

イ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

ウ 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

（3）施策の方向性

ア 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（第9条関係）

・アクセシブルな書籍等の充実

・円滑な利用のための支援の充実

イ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（第10条関係）

ウ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

エ 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術（ICT）の習得支援（第14条・第15条関係）

オ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

（5）指標

アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳音訳奉仕員の数 等

（6）用語集

専門用語に対応した用語集